



山形県公報

平成18年2月14日(火)
第1716号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

県議会定例会の招集.....	(財 政 課) ...	179
指定居宅サービス事業者の指定.....	(村山総合支庁福祉課) ...	180
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....	(同) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	同
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(同) ...	181
貸金業者の営業所の所在地等を確認できない旨の告示.....	(産業政策課) ...	同
地籍調査事業計画の決定.....	(農村計画課) ...	同
土地改良事業の計画変更の適当の決定.....	(村山総合支庁農村計画課) ...	182
公有保安林の指定の予定.....	(森 林 課) ...	同
都市計画事業の変更の認可の告示.....	(都市計画課) ...	183
同	(同) ...	同
同	(同) ...	184
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ...	同
同	(同) ...	同
同	(同) ...	185
県道の供用の開始.....	(同) ...	同
同	(同) ...	同
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....	(出 納 局) ...	同

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会2月定例会の招集.....	186
-----------------------	-----

公 告

一般競争入札の公告.....	(管 財 課) ...	同
同	(企 業 局) ...	187

告 示

山形県告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成18年2月21日山形市に招集する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第92号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社ケアサービス東北 尾花沢市大字芦沢1216番地1	グループホーム 花笠の家 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原乙 583番-3	認知症対応型共同 生活介護	平成17.12.26
株式会社東北福祉サービス 天童市清池38番地3	ライトステーション中山(グループホーム) 東村山郡中山町大字土橋22番地17	認知症対応型共同 生活介護	同 12.27
特定非営利活動法人すみれ会 山形市上町五丁目7番8号	日向の家 山形市上町五丁目7番8号	通所介護	平成18.1.4

山形県告示第93号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	居宅サービスの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社蘭企画 山形市中桜田一丁目3番 39号	通所介護	いずみケアセンター通所 介護事業所	いずみケアセンター指定 通所介護事業所	平成17.12.22
株式会社タイショウ 山形市前田町14番5号	特定施設入 所者生活介護	ソーレ吉原 山形市吉原土地区画整理 地内26街地2	山形市若宮二丁目8番3 号	同 12.19
山形県高齢者福祉生活協 同組合 鶴岡市長者町17番18号	訪問介護	山形地域福祉事業所「ねの子介護サービスステーション」 山形市幸町5番10号	山形市美畑町5番38号	平成18.1.5

山形県告示第94号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ライフケア山形 天童市大字清池38番地1	指定居宅介護支援事業所べにばな 天童市大字清池38番地1	平成18.1.26

山形県告示第95号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘山形第1グループホーム 山形市青柳705番1号アーバンハイツ A棟102号 B棟102号	地域生活援助	平成18. 1. 6
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘山形第2グループホーム 山形市青柳705番1号アーバンハイツ B棟101号 B棟202号	地域生活援助	同

山形県告示第96号

次の貸金業者の事務所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、その旨告示する。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 商号及び氏名 坂本商事 羅 政英
 (2) 主たる事務所の所在地 村山市榎岡中町1番12号
 (3) 登録年月日及び登録番号 平成15年10月30日
 山形県知事(2)第00703号
- 2 (1) 氏名 高野 正視
 (2) 主たる事務所の所在地 天童市一日町二丁目1番5号
 (3) 登録年月日及び登録番号 平成15年11月6日
 山形県知事(1)第00739号

山形県告示第97号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成17年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
酒 田 市	北俣の一部	平成17年11月1日から平成18年3月31日まで

山形県告示第98号

寒河江川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年2月6日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業変更計画書の写し
- (2) 寒河江川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

寒河江市役所、河北町役場、大江町役場、村山市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年2月23日から同年3月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第99号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市西沼字砂原353から364まで、373から378まで、381、382、384、386、389、393、407、409から418まで、426から432まで

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市茨新田字千花山113、114、119、127、128、133、135、138、143、144、148、151、154、157、160、161、165から194まで、198、202、203、207、209、212、216、218、219、224、225、229、232、235、236、239、240、241、246、248、250、251、259、260、264

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市下川字七窪215、221、222、228、229、長崎字下畑618、620、621、626から629まで、632、633、637、

638、641、642、644、645、647、648、650、651、654から656まで、658、659、661、662、664、665、667、668、670から672まで、674、675、678から680まで、682から684まで、687、688、690、691、693、694、696、697、700、702、704、705、709から711まで、713、714、716、717、719、720、723から725まで、727、728、730、731、733、734、736、737、739、740、742、743、746から748まで、750、751、753、754、757、758、字花見原428、430、432、433、435から437まで、439、440、443、444、446、448、449、451、453、454、456、457、459、460、464、465、467、469、470、472、473、475、476、478、479、481、482、484、485、487、488、490、491、494、495、497、501から503まで、507、508、513、518、519、524、525、530、531、536、541、542、547、548、554から556まで、561、562、567、568、573

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第100号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・3・5号山形停車場松波線

2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成18年2月7日 東北地方整備局告示第11号

山形県告示第101号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・2・5号旅籠町八日町線、3・2・11号双月志戸田線、3・3・2号旅籠町千歳橋線及び3・5・3号四日町日月山線

2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成18年2月7日 東北地方整備局告示第12号

山形県告示第102号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 村山都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・4号楯岡東根温泉線及び3・4・5号村山駅東沢線

2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成18年2月7日 東北地方整備局告示第13号

山形県告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 東山七浦線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字青柳字北柳1834番3から		旧	48.7メートル	317メートル
同 大字七浦字北川原270番3まで			20.8	
同	上	新	26.4メートル	同上
			9.0	

山形県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形羽入線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字中野目字砂田252番1から		旧	16.2メートル	256メートル
同 字入水318番1まで			14.8	
同	上	新	20.3メートル	同上
			15.8	

山形県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字山元字志多1715番3から		旧	14.4メートル	62メートル
同 1717番まで			9.0	
同	上	新	23.0メートル	65メートル
			10.3	

山形県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字中野目字砂田252番1から
同 字入水318番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年2月14日

山形県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 荒谷原崎線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山元字志多1715番3から
同 1717番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年2月14日

山形県告示第108号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃 西支店	〃 栄町1番2	〃 〃
〃 東支店	〃 金沢1572番地の5	〃 〃

を

〃 西支店	〃 栄町1番2	〃 〃
-------	---------	-----

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成18年2月14日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年2月16日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県子ども読書活動推進計画の設定について
 - (2) 財団法人の解散の許可について
 - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年2月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

場 所	日 時	入札に付する物件
東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1 庄内総合支庁 入札室	平成18年3月6日(月) 午後1時30分	鶴岡市家中新町2番17 宅地 (実測) 163.11平方メートル (公簿) 142.14平方メートル

- 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課
- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
鶴岡市家中新町2番17 宅地（実測）163.11平方メートル （公簿）142.14平方メートル	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 地1 庄内総合支庁 入札室	平成18年2月20日（月） 午後1時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年2月14日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

場 所	日 時	入札に付する物件
東田川郡三川町大字横山字袖東19番 地1 庄内総合支庁 入札室	平成18年3月6日（月） 午後1時30分	鶴岡市家中新町2番2 宅地 757.57平方メートル

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

山形県企業局総務企画課

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
鶴岡市家中新町2番2 宅地 757.57平方メートル	東田川郡三川町大字横山字袖東19番 地1 庄内総合支庁 入札室	平成18年2月20日（月） 午後1時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、山形県企業局総務企画課（電話023(630)2739）に問い合わせること。

平成18年2月14日印刷
平成18年2月14日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056